

(仮訳)

共同プレスリリース

2023年7月27日

ウナギ類の国際的資源保護・管理に係る第16回非公式協議(以下、「非公式協議」という。)に際し、

中華人民共和国漁業管理・科学調査部、日本国水産庁、大韓民国海洋水産部及びチャイニーズ・タイペイ漁業署(以下、「当事者」という。)は、

中華人民共和国、日本国、大韓民国及びチャイニーズ・タイペイはいずれもアジア太平洋経済協力(APEC)のエコノミーであることを想起し、

第7回協議において発出された2014年の共同声明が、東アジア地域での更なる協力に向けた足がかりとなっていることを認識し、

ウナギ種苗の養殖池への池入れ制限及び持続可能な養鰻同盟(ASEA)の設立の提案を含む、ウナギ類の持続可能な利用に向けた2014年以降の全ての取組を想起し、

絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約(CITES)第19回締約国会議(COP19)の決定19.218から19.221に留意し、

CITES第32回動物委員会(AC32)のウナギ類に関する決定案(AC32 Sum. 2)に留意し、

CITES第77回常設委員会(SC77)、第33回動物委員会(AC33)及び第20回締約国会議(COP20)へ向けて協力することの重要性について見解を共有し、

当事者はAPEC海洋・漁業作業部会(OFWG)の枠組みの下で協力する意図を有することに留意し、

以下の共通の見解について、再確認した。

(1)当事者は、ニホンウナギその他の関連するウナギ類の資源の保存管理のための措置に関し、以下の点について協力を行ってきた。

—2022-2023年漁期のシラスウナギの池入れ、養殖生産及び貿易の統計をレビューし、いずれの当事者もニホンウナギの養殖池への池入れ量は、2014年の共同声明で設定した上限以下であったことに留意した。

- ーウナギ類に関する域内外の状況を情報共有した。
- ーニホンウナギに関する調査活動の連携及び強化のための科学的活動及び共同研究に関するロードマップを含む「ニホンウナギを含むウナギ類に関する第2回科学者会合（2023年5月29日～30日、以下「第2回科学者会合」という。）の結果報告書」を評価し、承認した。また、科学者会合の下に設置されているニホンウナギの科学的活動及び共同研究の2つのタスクチームの付託事項を採択した。
- ー各当事者が2014年の共同声明以降にとってきた保存管理のための措置に関し、以下のとおり情報を共有した。

中国：

中国は、全ての地方自治体に対して、シラスウナギの輸出管理の強化、法令の執行及び監視の強化、業界内規律の強化、シラスウナギの密輸の厳重な取締りの更なる実施や、シラスウナギの国際取引のプロセスや管理システムの最適化を求めている。長江の河口及び流域は、中国のシラスウナギの最も重要な生産地である。長江のシラスウナギ及びその他の漁業資源を保護するため、2021年1月1日より、長江の漁業禁止管理区域内の水域のシラスウナギの特別漁業免許の発給を終了した。同時に、浙江省では稚ウナギ漁業の規模を前年の水準を超えないように管理されていること等、漁業水域において、稚ウナギ漁業の規模を制限する政策がとられている。上海市では、2022年のシラスウナギの特別漁業免許の数は2021年の実績を超えないこと、免許あたりの漁網の数は20を超えないこと、漁網あたりの網の開口数は1を超えないことが規定されている。さらに、中国はニホウナギの資源増進及び放流を実施している。これらの措置は、親ウナギ及び天然のシラスウナギの資源量の回復に貢献し、ウナギ産業の持続可能な発展を促進する。

日本：

シラスウナギの採捕は、都府県による許可発給の対象であり、漁期も限定的である。特定の漁具を用いたウナギ成魚の漁獲には、都府県による許可発給が必要である。漁具制限、捕獲の個別上限の設定、禁漁期といった様々な追加措置が、各都府県特有の状況を考慮し、シラスウナギとウナギ成魚の両方の採捕に導入されている。2015年6月に、内水面漁業の振興に関する法律の下、ウナギ養殖に許可制が導入された。この法律の下、種苗の池入れ量が制限され、個々の養殖業者毎に配分される。2020年4月、国内における種苗の池入れ量が上限に近づいたため、水産庁は各都府県に対し、シラスウナギの採捕を停止するよう指導を行った。2006年以降、河川が本来有する生息・育成・繁殖環境の保全と再生を意味し、河川管理の基本的な考え方となっている「多自然川づくり」の考え方にに基づき、良好な河川環境の創出及び保存を目的とした継続的な取組が行われている。

全国内水面漁場管理委員会連合会及び全国内水面漁業協同組合連合会が、全都道府県において準備ができ次第速やかに産卵に向かう下りウナギの保存管理措置を導入するとの決議を2018年に採択したことを踏まえ、下りウナギの採捕禁止措置を導入済みの都道府県数が

増加している。2019年、水産庁はニホンウナギ資源評価の将来的な実現に向け、資源動向分析や産卵場への回遊経路解明等の研究プロジェクトを開始するとともに、シラスウナギの採捕から養殖池への池入れまでのニホンウナギのトレーサビリティを改善するためのプロジェクトを開始した。2022年4月、日本は国際海洋調査評議会（ICES）及びロンドン動物学会（ZSL）のウナギ専門家を招聘し、中国、韓国及びチャイニーズ・タイペイの出席の下で第1回科学者会合を開催した。2020年12月の漁業法改正に伴い、日本国政府は、密漁を防止すべく、罰則を大幅に強化し、違反者に多大な不利益を与えることにした。2023年12月以降、漁業許可なしでシラスウナギを漁獲した際の刑罰は3年以下の懲役または3000万円以下の罰金となる。2020年12月に、違法に採捕された水産動植物の流通を防止するため、取扱事業者間における情報の伝達や取引記録の作成及び保存並びに適法に採捕されたものである旨を証する書類の輸出入に際する添付の義務付け等の措置を講ずる水産流通適正化法を制定した。国内で採捕されたシラスウナギの流通はこの法律に基づく義務の対象とし、2025年12月から適用される。日本は、国際的な協力の下でウナギ類の持続的利用を促進するため、シラスウナギの輸出承認に関する規則を運用している。本規則のもと、輸出承認を行う前に、水産庁は、日本が参加する全ての国際協定及び取決めを順守していることを含め、ウナギ類の保全及び管理の点からシラスウナギの輸出の適否を確認することとしている。

大韓民国：

2017年1月、ウナギ資源の管理のため、期間禁漁及び漁獲物の大きさの制限が政府により導入され、同年7月に施行された。ウナギ漁業は10月1日から翌年の3月31日まで禁止される。また、体長15cm～45cmのウナギの採捕が通年で禁止される。韓国はまた、ウナギ養殖業に関する行政システムを、「報告制」から「許可制」に変更した。本変更の法的背景となる関係法令は、2019年8月27日に制定され、2020年8月28日に施行された。

2018年、ウナギにとって好適な生息環境を提供するため、自然遡上を阻害又は遮断する河口や海岸域の人工岸壁等の人工構造物の一部において魚道を整備した。それ以来、それらの魚道は有効に使用されている。韓国は、中長期的に、追加で魚道を整備する計画である。韓国は、2023年も、当該調査や取組を継続するとともに、引き続き可能なウナギ資源の保存管理のオプションを追究していく予定である。また、ニホンウナギ資源を保全及び保護すべく、中長期計画には、全国規模のウナギ資源評価を実施するために関連制度の改善及び専門の調査機関の指定も含まれている。

チャイニーズ・タイペイ：

シラスウナギ漁業に関しては、伝統的な漁期は10月～4月であるが、毎年の回遊パターン及び/又は科学的な目的に基づいて修正されることを条件として、シラスウナギの漁期制限に関する2013年の規則に基づき11月～2月の間のみ許可される。また、シラスウナギ漁船に対する許可制度も導入されている。

ウナギの生息地を保護するため、稚ウナギとウナギ成魚の採捕は地方自治体によって管理

されており、41 の河川においてウナギの漁獲が禁止されている。例えば、伝統的なシラスウナギの主要採捕地域である宜蘭県（ぎらんけん）では、ウナギ類の保全のため河川全域でクロコとウナギ成魚の採捕を禁止している。

輸出管理については、国際取引法及びそれに準ずる規則に基づき 11 月～3 月の間のシラスウナギの輸出は禁止されている。

ウナギ養殖活動の管理に関しては、2014 年 11 月以来、ウナギ養殖の池入れ管理に関する規制が公布され、ウナギ養殖活動の保存管理を強化するため、必要に応じて改正されている。これらの規制に従い、漁業署は必要条件をレビューし、シラスウナギの池入れ量を毎年発表するほか、各養殖業者は許可制度と個別の池入れ制限による監督と管理を受ける。ニホンウナギとその他の関連するウナギ類のシラスウナギ池入れ量上限はいずれも 10 トンと規定されている。

資源増殖のため、押収されたニホンウナギの稚魚を川に放流しており、その一部は科学調査に用いられている。

(2) 当事者は、次の取組のために最大限努力する責務を再確認した。

- －ニホンウナギ及びその他関連するウナギ類の保存管理措置をさらに強化し、また、本件につき、より緊密に協力して取り組むこと
- －科学者会合の下に設置されているニホンウナギの科学的活動及び共同研究の 2 つのタスクチームの付託事項に沿って、ニホンウナギの共同研究における協力を促進すること
- －ウナギ類の保存管理措置に関する科学的な助言を提供するとともに、科学的知見や経験を共有するための第 3 回科学者会合を 2024 年春頃に開催すること
- －状況に応じ、ニホンウナギの重要生息域の保全の強化及び/又は天然のニホンウナギの採捕・利用の削減を採用すること
- －天然水域から採捕し養殖池に入れるニホンウナギのシラスウナギ及び稚ウナギの池入れ量を、2023-2024 年池入れシーズンは 2013-2014 年池入れシーズンの 80%までに制限すること
- －その他関連するウナギ類の種苗の池入れ量を、2014 年の共同声明の水準から増やさないようするための可能なあらゆる措置をとること
- －科学者会合による科学的助言を可能な限り考慮した上で、次回の非公式協議において議論し採択するため、閉会期間中に補足的な措置の検討を継続すること
- －CITES-COP19 及び第 32 回動物委員会の結果を踏まえ、個別に又は共同して、域内外取引におけるトレーサビリティと透明性の改善に継続して努めること
- －他の国際的な機関と緊密に協力すること
- －地域又は小地域漁業管理機関又は枠組など法的拘束力のある体制の設立について検討すること
- －CITES-SC77、AC33 及び COP20 に向けてさらに協力すること
- －上記措置に沿って行われる民間団体の自主的な取組を奨励すること

添付：

－シラスウナギ、稚ウナギ及びウナギ成魚の漁獲、池入れ及び貿易の各ステージにおける統計

－ウナギの保存管理措置総括表